

千葉市内高齢者施設 施設長 様
千葉市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

社会福祉施設等＜設備＞災害復旧費国庫補助金の提出期限の延長等について

日頃より本市の高齢者福祉にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和8年8月千葉豪雨による被害に加え、台風25号による浸水等の被害で大変なご苦労がある中で、高齢者支援にご尽力いただき重ねて御礼申し上げます。

さて、標記補助金につきましては、令和8年8月26日及び同年9月28日付け「社会福祉施設等＜設備＞災害復旧費国庫補助金について」により、補助金の活用を希望する場合には調査票等の提出をお願いしたところです。

この度、国において今般の災害を激甚災害に追加指定する見込みとなり、対象経費や基準額が見直される可能性があることから、補助金所要額調査の提出期限を延長するとともに、改めて、今般の災害により被害を受けた施設・事業所における事業再開又は設備の復旧に要する経費について所要額を把握させていただきたく、本件補助金の活用を希望する場合は、以下の回答期限までに、別添の調査票をご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

なお、当該調査は、国への補助金要望を行うための基礎資料とするものです。補助金の申請を希望される場合は、必ずご回答いただきますようお願いいたします。

※既にご提出いただいている施設・事業所におかれましては、提出内容に変更がない場合は、再提出の必要はありませんが、火災保険等の収入がある場合や補助申請を辞退する場合は、当課までご連絡ください。

記

1 補助の種類

社会福祉施設等＜設備＞災害復旧費国庫補助金

(1) 補助率：10／10

(2) 対象経費：被災事業所等ごとの対象経費の実支出額が30万円以上であること (※)

例：PC、プリンター、冷蔵庫、家庭用エアコン、ガス給湯器、オムツ、車両等

(3) 基準額：1事業所・施設につき450万円 (※)

(※) 激甚災害の指定を受けた場合、補助対象経費の下限額（30万円）の要件が撤廃されることや、補助基準額（450万円）が増額されることがあります。

このことについて、現時点では国からの通知等がない状況ではありますが、本補助金の申請を希望される場合は、下限額（30万円）未満の場合もご提出をお願いします。

2 対象施設等 「令和8年8月千葉豪雨」及び「台風25号」に係る被害 補助対象施設等は市のHPをご確認ください

URL：<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/202608saigaihukkyu.html>

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/20260922saigaihukkyuu.html>

※上記URLより『(2) 社会福祉施設等＜設備＞災害復旧費国庫補助金』をご確認ください。

(裏面あり)

3 提出書類

- (1) 備品・設備所要額調査(様式1号)
- (2) 見積書1社分
- (3) 被災箇所の状況が分かる写真

※写真の撮影については、本市 HP の留意事項を確認のうえ、明瞭に撮影してください。

4 提出期限 令和8年10月20日（火）【厳守】※期日後の受付はできません。

5 提出方法 電子メールまたは郵送・持参にて提出してください。持参される場合は、事前に日程調整のご連絡をお願いします。

6 留意事項

- ・補助金の活用希望がない場合は、回答不要です。
- ・原則、原形復旧（被災施設と形状・寸法・材質・位置の等しいもの）となります。
- ・補助対象は、上記２の対象サービスを行っている法人のため、建物等を賃貸借している施設等も対象です。
- ・複合施設の場合、共用部分に係る復旧費を施設ごとに按分した上で協議額を算出する必要があります。
- ・建物および建物附属設備は補助対象外です。
- ・被災したことに伴う保険収入等がある又は得る予定の施設の場合、総事業費から保険金等収入を控除する必要があります。保険金額が決定しない場合でも協議手続きを進めることができますが、保険金等収入がある場合（予定含む）は、必ず報告してください。
- ・回答をもって補助を確約するものではありません。国との協議、本市の予算編成状況の結果、補助金額及び内容の変更又は補助対象とならない場合があります。
- ・「３ 提出書類」に記載している書類以外に、書類提出を求める場合があります。（罹災証明書、被災証明書、廃車証明等）
- ・施設等の復旧工事と並行して協議可能ですので、工事を中止する必要はありません。
- ・被災施設は、金額によって国の災害査定を受けることとなり、査定による認定を受けないと補助金は受けられません。（国の実地調査がある場合、対応をしていただく必要があります。）

＜問い合わせ先＞

介護保険事業課 企画指導班 鈴木 電話043-245-5068

事業所支援班 似田 電話043-245-5062

施設支援班 福田 電話043-245-5256

e-mail :kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp